

第2 政令別表第1の取扱い

1 共通事項

- (1) 政令別表第1においては、火災予防上の観点から、防火対象物の態様、社会的機能等の業態を勘案し、類似の用途ごとに区分して項が設けられており、その区分に当たって設けられている施設名称の用語については、一部を除き関係法令における定義等は引用していない。すなわち、関係法令の規定は衛生、風俗取締、福祉、教育等の観点からなされているものであって、火災予防とは趣旨を異にするものであり、それらを基礎としながらも、政令別表第1の用途区分は、あくまでも火災予防上の実態に即して判断すべきものとされている。

政令別表第1に掲げる防火対象物の項を判定するにあたっては、防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的等を考慮して次により行うこと。

なお、項ごとの使用実態等を判断するにあたっては、別表を参考とすること。

- (2) 同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物（棟）ごとにその実態に応じて政令別表第1に掲げる用途を判定するものであること。ただし、各用途の性格に応じ、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあっては、主たる用途として取り扱うことができる。

※ 同一敷地内にある独立棟として存する電気室、ボイラー室、トイレ、更衣室は常に(15)項に掲げる防火対象物として捉え、倉庫、駐車場、宿舍等は本来主たる用途に供される防火対象物に関係なく、独立的な性格を有する用途に供される防火対象物として捉えること。

- (3) 政令第1条の2第2項後段に規定される「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる部分」とは、次のア又はイに該当するものであること。

ア 政令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物（以下「政令別表防火対象物」という。）の区分に応じ、第2－1表(イ)欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下「主用途部分」という。）に機能的に従属していると認められる同表(ロ)欄に掲げる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下「従属的な部分」という。）で次の(ア)から(ウ)までに該当するもの。

- (ア) 当該従属的な部分の管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同じである。
- (イ) 当該従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同じであるか又は密接な関係を有する。
- (ウ) 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一である。

第2－1表

区分	(イ) 主用途部分	(ロ) 従属的な部分
(1)項イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具・小道具室、衣装部屋、練習室、舞台装置及び営繕のための作業室	専用駐車場、売店、食堂、喫茶室、ラウンジ、展示室、ホール、プレイガイド、クローク、プロダクション又は観覧場の会議室
(1)項ロ	集会室、会議室、ホール、宴会場、(その他上欄を準用)	食堂、喫茶室、専用駐車場、図書室、売店、展示室、遊戯室、遊技室、クローク、託児室、サロン、談話室
(2)項イ	客席、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場、クローク

(2)項ロ	遊技室, 遊技機械室, 作業室, 更衣室, 待合室, 景品場, ゲームコーナー, ダンスフロア, 舞台部, 客席	売店, 食堂, 喫茶室, 専用駐車場, 談話室, クローク
(2)項ハ	客室, 通信機械室, 物品庫, 更衣室, 待合室, 舞台部, 休憩室, 事務室	託児室, 専用駐車場, 売店
(2)項ニ	カラオケ室, インターネット利用室, ビデオ利用室, 待合室, ゲームコーナー, 事務室, 倉庫	厨房, 専用駐車場, 売店, シャワー室
(3)項イ	客席, 客室, 厨房, 宴会場, リネン室	結婚式場, 専用駐車場, 売店, ロビー
(3)項ロ	客席, 客室, 厨房, 宴会場, リネン室	結婚式場, 専用駐車場, 売店, 託児室, 会議室
(4)項	売場, 荷さばき室, 商品倉庫, 食堂, 事務室	催物場, 写真室, 遊技室, 結婚式場, 専用駐車場, 美・理容室, 診察室, 集会室, 喫茶室, キャッシュサービス, ビアガーデン, カルチャースクール, 託児室, 作業室
(5)項イ	宿泊室, フロント, ロビー, 厨房, 食堂, 浴室, 談話室, 洗濯室, 配膳室, リネン室	娯楽室, 宴会場, 結婚式場, バー, 会議室, ビアガーデン, 両替所, 旅行代理店, 専用駐車場, 美・理容室, 売店, プール, サウナ室, 写真室, 催物室, 展望施設, 喫茶室, 託児室
(5)項ロ	居室, 寝室, 厨房, 食堂, 教養室, 休憩室, 浴室, 共同炊事場, 洗濯室, リネン室, 管理人室, 物置	売店, 専用駐車場, ロビー, 面会室, 娯楽室, 体育施設, 来客用宿泊室
(6)項イ	診療室, 病室, 産室, 手術室, 検査室, 薬局, 事務室, 機能訓練室, 面会室, 談話室, 研究室, 厨房, 付添人控室, 洗濯室, リネン室, 医師等当直室, 待合室, 技工室, 図書室, 受付	食堂, 売店, 専用駐車場, 娯楽室, 託児室, 美・理容室, 浴室, 喫茶室, 臨床研究室
(6)項ロ	居室, 集会室, 機能訓練室, 面会室, 食堂, 厨房, 診療室, 作業室, 事務室	売店, 専用駐車場, 喫茶室, 美・理容室
(6)項ハ	教室, 職員室, 遊技室, 休養室, 講堂, 厨房, 体育館	食堂, 専用駐車場
(7)項	教室, 職員室, 体育館, 講堂, 図書室, 会議室, 厨房, 研究室, クラブ室, 保健室	食堂, 売店, 喫茶室, 専用駐車場, 談話室, 学生会館の集会室, 運動施設, 合宿施設, 学童保育室, 同窓会・PTAの事務室, コミュニティスクール
(8)項	閲覧室, 展示室, 書庫, ロッカー室, ロビー, 工作室, 保管格納庫, 資料室, 研究室, 会議室, 休憩室, 映写室, 観賞室	食堂, 売店, 喫茶室, 専用駐車場
(9)項イ	脱衣場, 浴室, 休憩室, 待合室, マッサージ室, ロッカー室, クリーニング室	食堂, 売店, 専用駐車場, 喫茶室, 託児室
(9)項ロ	脱衣場, 浴室, 休憩室, クリーニング室	食堂, 売店, 専用駐車場, 小規模サウナ, コインランドリー, 娯楽室

(10)項	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室、救護室	売店、食堂、旅行案内所、喫茶室、両替所
(11)項	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会所、聖堂	宴会場、厨房、結婚式場、専用駐車場、売店、図書室、研修室、喫茶室
(12)項イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫（製品倉庫を含む）、会議室、図書室、見学者用施設	売店、食堂、専用駐車場、託児室、診療所、製品展示室
(12)項ロ	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣装室、休憩室、客席、ホール、リハーサル室	売店、食堂、専用駐車場、集会室、クローク、ラウンジ
(13)項イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	売店、食堂、管理室
(13)項ロ	格納庫、修理場、事務室、休憩室、更衣室、備品倉庫	専用駐車場
(14)項	物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室	売店、食堂、専用駐車場
(15)項	事務室、休憩室、会議室、集会室、研修室、ホール、物品庫（商品倉庫を含む。）、談話室、控室、視聴覚室、ショールーム	売店、食堂、専用駐車場、診察室、体育室、喫茶室、託児室

- (注) ① (ア)から(ウ)までの具体的な運用に必要な判断基準を第2-2表に示すので参考とすること。
- ② (ア)から(ウ)までのいずれかに該当しない部分を有するものは、複合用途防火対象物として取り扱うこと。

第2-2表

条 件	左 欄 の 運 用
(ア) 当該従属的な部分の管理権原を有する者が主用途部分の管理権原を有する者と同一である。	固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備(電気、ガス、給排水、空調等)等の設備、維持又は改修にあたって全般的に権限を行使できる者が同一である。
(イ) 当該従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有する。	従属的な部分は主用途部分に勤務する者の福利厚生及び利便を目的として設けられたもの、主用途部分を利用する者の利便を目的としたもの、その他これらに類するものでおおむね次の条件に適合するもの。 (1) 従属的な部分は、主用途部分から通常利用に便なる形態を有している。 (2) 従属的な部分は、道路等から直接出入りする形態(非常口又は従業員専用出入口を除く。)を有しないもの。
(ウ) 当該従属的な部分の利用時間が主用途部分の利用時間とほぼ同一である。	主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間(残務整理等のための延長時間を含む。)とほぼ同一である。

イ 主用途部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分（注）する。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が

300 m²未満である場合における当該独立した用途（政令別表第1(2)項ニ、(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)まで、(6)項ロ又は(6)項ハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）に掲げる用途を除く。）に供される部分

(注) 共用される部分の床面積の按分は次によること。

- ① 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。
 - ② 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。
 - ③ 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。
- (4) 政令別表第1に掲げる防火対象物の用途は、各項のイ、ロ、ハ又はニの号ごとに判定するものであり、同一項内のイ、ロ、ハ又はニの用途が混在する場合は、複合用途防火対象物として取り扱うものであること。
- (5) 昼又は夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって判定すること。また、消防用設備等の設置は、それぞれの使用実態に適応したものとするよう指導すること。
- (6) 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舎、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、前(1)から(5)までによるほか、次により取り扱うものであること（第2－3表参照）。
- ア 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50 m²以下の場合は、当該防火対象物は一般住宅に該当するものである。
- イ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合は、当該政令別表防火対象物に該当するものである。
- ウ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50 m²を超える場合は、複合用途防火対象物に該当するものである。
- エ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合（10 m²以内）は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものである。
- (注) ① 一般住宅は、前(3), アで定める従属的な部分に含まれないものであること。
- ② 一般住宅と政令別表防火対象物が長屋形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と政令別表防火対象物部分の床面積の合計とで用途を判定すること。
- ③ 上記イによる防火対象物で、政令別表防火対象物の用途が複数存在するものについては、複合用途防火対象物として取り扱い、一般住宅の床面積については、他の用途に按分せず、一般住宅の用途に供される部分として取り扱うこと。
- (7) 法第10条第1項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）は、その利用形態により、令別表第1各項のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。
- (8) 項判定にあたっては、政令第8条に定める区画の有無を考慮しないものであること。

第2－3表

項目	例示	項
住宅 > 令別表項で 50 m ² 以下の もの	住宅 令	一般住宅
住宅 < 令別表項	令 住宅	令別表項
住宅 > 令別表項で 50 m ² を超える もの	住宅 令	複合用途
住宅 ≒ 令別表項	令 住宅	複合用途

2 複合用途防火対象物

- (1) 前1により、政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物となるもののうち、次のア及びイに該当するものは、特定用途部分(2)項ニ、(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)まで、(6)項ロ又は(6)項ハ(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)に掲げる用途に供される部分を除く。以下、この項において同じ。)が存するものであっても同表(16)項ロに掲げる防火対象物として取り扱う。この場合、当該特定用途部分は、消防用設備等の設置にあたって主用途部分と同一の用途に供されるものとして取り扱う。
- ア 特定用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ床面積の10%未満である。
- イ 特定用途部分の床面積の合計が、300 m²未満である。
- (2) 政令第8条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている複合用途防火対象物は、消防用設備等の設置にあたって、それぞれ区画された部分ごとに前1、(3)、イ及び前(1)を適用するものである。

別表 政令別表第1の定義等

(1)項イ

用 途	定 義
劇場	主として演劇、舞踊、音楽等を観賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。
映画館	主として映画を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。
演芸場	落語、講談、漫才、手品等の演芸を観賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。
観覧場	スポーツ、見世物等を観賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。
具体的な施設例	備 考
客席を有する各種スポーツ施設（野球、相撲、サッカー場等） 寄席、音楽堂、競馬場、競輪場、サーカス、シアター、ミュージカルホール	1 興行場法第1条第1項に定める「映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設」をいう。 2 客席には、いす席、座り席、立ち席が含まれるものであること。 3 小規模な選手控室のみを有する体育館等で観覧のための客席を有しないものは、(15)項として取り扱う。 4 「公衆の集合する施設」とは、利用者の地域性はなく、「不特定多数の人が集まる施設」をいう。

(1)項ロ

用 途	定 義
公会堂、集会場	集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設であって、これらの用に供する客席を有するものをいう。
具体的な施設例	備 考
文化会館、市民会館、福祉会館、公民館、住民センター、地区センター、斎場、結婚式場、貸ホール、貸講堂	1 (1)項イ備考2及び4について準用する。 2 利用者が特定しているものについては、(15)項として取り扱う。

(2)項イ

用 途	定 義
キャバレー	主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる施設をいう。
カフェー	主として洋式の設備を設けて客を接待して客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。
ナイトクラブ	主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、客に飲食をさせる施設をいう。
その他これらに類するもの	バー、サロン、クラブ等、主として洋風の設備を設けて客を接待して客に遊興又は飲食させる施設をいう。

具体的な施設例	備 考
バー, サロン, クラブ, ディスコ, カフェバー ホストクラブ, パブ, サパークラブ	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第1項第1号から第3号までの適用を受ける「風俗営業」に該当するもの。又はこれと同義の形態を有するものをいう。ただし、(3)項イに掲げるものを除く。 2 スナック, 喫茶店などで客席において客の接待(カウンター越しの接客システムは, 接待を伴わないものとして解釈をして差し支えないとされている。)をしないもの又は客にダンスをさせる設備を有しないものは(3)項ロに該当する。

(2)項ロ

用 途	定 義
遊技場	設備を設けて, 客に囲碁, 将棋, 麻雀, ボウリング, ビリヤード, その他の遊技又は競技を行わせる施設をいう。
ダンスホール	設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。
具体的な施設例	備 考
碁会所, 将棋道場, 雀荘, パチンコ・スロット店, ボウリング場, ビリヤード, 卓球場, ゲームセンター, シミュレーションゴルフ, ダンス教習所(ダンスホールを有するもの), カラオケ施設	1 一般的に風営法第2条第1項第4号及び第5号の適用を受ける「風俗営業」に該当するもの若しくは娯楽性の強い競技に該当するものをいう。 2 飲食を主とするものは(3)項ロとして取り扱う。 3 主としてスポーツ的要素の強いテニス・ゴルフ・スカッシュ練習場, ダンス・エアロビクス教習場等は, (15)項として取り扱う。 4 カラオケ施設とは, 設備を設けて客に歌を唄わせる営業を行う施設をいう(個室を有するものは(2)項ニとして取り扱う。)

(2)項ハ

用 途	定 義
風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗((1)項イ, (2)項ニ, (4)項, (5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)	性風俗関連特殊営業を営む店舗とは, 店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のことをいい, 店舗形態を有しないものは含まれない。店舗型性風俗特殊営業とは次のいずれかに該当するものをいう。 1 個室を設け, 当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業(風営法第2条第6項第2号に規定するもの)(例: ファッションヘルス, 性感マッサージ, 個室マッサージ, イメージクラブ, SMクラブ) 2 専ら, 性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場(興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)として, 次のア, イに掲げる風営法施行令(昭和59年政令第319号。以下「風営令」という。)で定めるものを経営する営業(風営法第2条第6項第3号に規定するもの)

	ア ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第1号に規定するもの）（例：ヌードスタジオ） イ のぞき劇場その他個室を設け、当該個室の隣室又はこれに類する施設において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第2号に規定するもの）（例：のぞき劇場） 3 前1，2に掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として風営令で定める次のもの（風営法第2条第6項第6号に規定するもの） 店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはその画像を見てした面会の申込みを当該異性に取り次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業（当該異性が当該営業に従事する者である場合におけるものを含み、同項第1号又は第2号に該当するものを除く。）（例：出会い系喫茶）
その他これに類するものとして総務省令で定めるもの	1 電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗（例：セリクラ） 2 個室を設け、当該個室において異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗（例：同性の客に役務提供するファッションヘルス等）
具体的な施設例	備 考
ファッションヘルス、性感マッサージ、個室マッサージ、イメージクラブ、SMクラブ、ヌードスタジオ、のぞき劇場、出会い系喫茶、セリクラ、同性の客に役務提供するファッションヘルス等	1 店舗型性風俗関連特殊営業のうち、ストリップ劇場（（1）項イ）、テレフォンクラブ及び個室アダルトビデオ（（2）項ニ）、アダルトショップ（（4）項）、ラブホテル及びモーテル（（5）項イ）、ソープランド（（9）項イ）等、既に（1）項から（14）項までに掲げる各用途に分類されているものについては、本項として取り扱わない。 2 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をする必要があるが、本項に該当するための要件は、あくまでも営業形態であり、必ずしも当該届出を要件とするものではない。

(2)項ニ

用 途	定 義
カラオケボックス	カラオケのための設備を客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。

その他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの	1 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗（例：インターネットカフェ、漫画喫茶、複合カフェ） 2 店舗型電話異性紹介営業を営む店舗（風営法第2条第9項に規定するもの） 店舗型電話異性紹介営業とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申し込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう。（例：テレフォンクラブ） 3 客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第1号）（例：個室ビデオ）
具体的な施設例	備 考
インターネットカフェ、漫画喫茶、複合カフェ、テレフォンクラブ、個室ビデオ	1 一の防火対象物に、複数のカラオケ等を行うための個室を有するものをいい、一の防火対象物に当該個室が一しかないものは含まれない。 2 個室にはさまざまな形態があることから、「四方を壁で仕切られていない場合、又は間仕切り等で完全に天井まで仕切られていない場合であっても、当該仕切られたスペースにいる人が通常使用すると想定される状態で避難経路等仕切られたスペースの周辺を見渡すことができない場所」についても、個室に類する施設として取り扱う。 3 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をする必要があるが、あくまでも営業形態であり、必ずしも当該届出を要件とするものではない。

(3)項イ

用 途	定 義
待合	主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又はあっせんして客に遊興させる施設をいう。
料理店	主として和式の客席を設けて、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。
その他これらに類するもの	料亭、茶屋などで実態として待合、料理店と同様の形態を有する施設をいう。
具体的な施設例	備 考
料亭、割烹、茶屋	一般的に風営法第2条第1項第1号の適用を受け「風俗営業」に該当するもの又はこれと同様の形態を有するものをいう。

(3)項ロ

用 途	定 義
飲食店	客席において客に専ら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。
具体的な施設例	備 考
喫茶店、寿司屋、スナック、そば屋、食堂、レストラン、結婚披露宴会場、ドライブイン、ビアホール、スタンドバー、ライブハウス	1 風営法第33条の適用を受ける「深夜における酒類提供飲食店営業」についても、本項として取り扱う。 2 飲食物を提供する方法には、セルフサービスを含むものであること。 3 ライブハウスとは、客席（すべての席を立見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。

(4)項

用 途	定 義
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗	店舗において客に物品を販売する施設をいう。
展示場	物品を陳列して不特定多数の人に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。
具体的な施設例	備 考
日用品市場（魚・肉・米・パン・衣料品・洋服・電気器具・家具店等の小売店舗）、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、レンタルショップ、レンタルビデオ、店頭において販売行為を行う問屋、卸売専門店、見本市会場、博覧会場、秘宝館	1 物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、店構えが当該店舗内に大衆が自由に出入りできる形態を有するものであること。 2 店頭で物品の受渡しを行わないものは物品販売店舗に含まれないものであること。 3 パン店、弁当店等のように、製造及び販売する施設が併設されており、店頭部分が全体の10%未満である場合は、(12)項イとして取り扱う。

(5)項イ

用 途	定 義
旅館	宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものをいう。
ホテル	宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをいう。

宿泊所	宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多数で共用するように設けられているものをいう。
その他これらに類するもの	主たる目的は宿泊以外のものであっても、副次的な目的として宿泊サービスを提供している施設をいう。
具体的な施設例	備 考
保養所、ユースホテル、山小屋、ロッジ、簡易宿泊所、レンタルルーム（宿泊あり）、ペンション、民宿、研修所の宿泊施設、ラブホテル、モーテル、ウィークリーマンション（旅館業法の適用のあるもの）、民泊（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づく届出住宅等）	1 会員制度の宿泊施設、事業所の福利厚生を目的とした宿泊施設、特定の人を宿泊させる施設等であっても、旅館業法（昭和23年法律第138号）の適用があるものは、本項として取り扱う。 2 トレーラーハウスを宿泊施設として賃貸するものは、本項として取り扱う。 3 研修所の宿泊施設で、旅館業法の適用がないものについては、本項としては取り扱わない。 4 その他これに類するものに該当するか否かの判断については、次の(1)から(4)までに掲げる条件を勘案し、実際に宿泊が可能であるかどうかにより判定する。 (1) 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。 (2) ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。 (3) 深夜営業、24時間営業等により夜間も客が施設にいること。 (4) 施設利用に対して料金を徴収していること。 5 民泊については「住宅宿泊事業法に基づく届出住宅等に係る消防法令上の取扱いについて」（平成29年10月27日消防予第330号）を参照し、用途を判定すること。

(5)項ロ

用 途	定 義
寄宿舎	官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。
下宿	1箇月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。
共同住宅	住宅として用いられる2以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの（構造上の共用部分を有するもの）をいう。
具体的な施設例	備 考
マンション、アパート、社員寮、母子寮、サービス付高齢者向け住宅、ファミリーハウス	1 共同住宅は、便所、浴室、台所等が住戸ごとに存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものであること。 2 廊下、階段等の共用部分を有しない集合住宅は、長屋であり、本項に該当しないものであること。 3 玄関のみを共有する集合住宅は本項に該当しないものであること。 4 1階が長屋で2階が共同住宅のものにあつては2階のみを本項として取り扱う。 5 サービス付高齢者向け住宅、ファミリーハウス（患者・家族滞在施設）、知的障害者生活寮等については、営業形態、サービス内容、サ

	ービス受給者の要介護状態区分及び障害支援区分等を総合的に判断して用途を判定するものであること。
--	---

(6)項イ(1)

用 途	定 義
病院	次のいずれにも該当するもの（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるもの（※1）を除く。） - 診療科名中に特定診療科名（内科，整形外科，リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名（※2）をいう。（(6)項イ(2)，1において同じ。）を有すること。 - 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。 ※1 火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとは，省令第5条第3項によるほか，次によること。 - 省令第5条第3項第1号に規定する「職員の数」とは，一日の中で，最も職員が少ない時間帯に勤務している職員（宿直勤務者を含む。）の総数を基準とするものであること。 なお，職員の数は，原則として棟単位で算定を行うこと。 - 省令第5条第3項第1号及び2号に規定する「その他の職員」とは，歯科医師，助産師，薬剤師，准看護師，その他病院に勤務する職員をいうこと。 なお，原則として，委託により警備に従事させる警備員は含まないが，病院に常駐しており，防火対象物の構造及び消防用設備等の位置を把握し，火災時に適切に対応が可能な者はこの限りではない。 - 省令第5条第3項第1号に規定する「病床数」とは，医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第7条に規定する病床数（許可病床数）をいうこと。 - 省令第5条第3項第2号に規定する「宿直勤務を行わせる者」とは，労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第23条に規定する「宿直の勤務で断続的な業務」を行う者をいい，通常の勤務の終了後において，勤務の継続に当たらない軽度又は短時間の業務を行うために勤務し，当該勤務中に仮眠等の就寝を伴うことを認められた職員をいうこと。 ※2 省令第5条第4項第2号に規定する名称とは，医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1)に掲げる事項（身体や臓器の名称）については，外科のうち肛門及び乳腺のみが，同号ハ(3)に掲げる事項（診療方法の名称）については，外科のうち形成及び美容のみが，それぞれ該当することとしたものであり，同号ハ(1)及び(3)に掲げる事項でこれら以外のものと肛門外科，乳腺外科，形成外科又は美容外科

	が組み合わせられたものは、複数の診療科名（例：大腸・肛門外科であれば、大腸外科及び肛門外科に該当する。）として取り扱うこと。
--	--

(6)項イ(2)

診療所	次のいずれにも該当する診療所 1 診療科名中に特定診療科名を有すること。 2 4人以上の患者を入院させるための施設(※)を有すること。 ※ 「4人以上の患者を入院させるための施設」とは、許可病床数が4以上であるものをいうこと。ただし、許可病床数が4以上であっても、一日平均入院患者数（1年間の入院患者延べ数を同期間の診療実数日で除した値をいう。）が1未満のものにあつては「4人以上の患者を入院させるための施設を有する」に該当しないものとして取り扱って差し支えない。
-----	---

(6)項イ(3)

病院	(6)項イ(1)に該当しないもの
診療所	患者を入院させるための施設を有するもの（(6)項イ(2)に掲げるものを除く。）
助産所	入所施設を有するもの

(6)項イ(4)

診療所	患者を入院させるための施設を有しないもの
助産所	入所施設を有しないもの
具体的な施設例	備 考
医院、クリニック、人間ドック、検疫所の隔離所、介護医療院	1 病院とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者20人以上の入院施設を有するものをいう。 2 診療所とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。 3 助産所とは、助産婦が公衆又は特定多数人のため助産業務（病院又は診療所で行うものを除く。）を行う場所であつて、9人以下の入院施設を有するものをいう。 4 あん摩、マッサージ、整骨院、針灸院等の施設については、(15)項として取り扱う。 5 保健所は、地域における公衆衛生の向上及び増進を目的とする行政機関であるため、(15)項として取り扱う。 6 2以上の診療科名を標榜する病院又は有床診療所であつて、特定診療科名とそれ以外の診療科名の両方が混在するものは、全体として特定診療科名を有する病院又は有床診療所として取り扱うこと。 7 介護医療院とは、介護保険法第8条第29項に規定するものをいい、特定診療科名を有する病院又は有床診療所として取り扱うこと。

(6)項口(1)

用 途	定 義
老人短期入所施設	65 歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったものを短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。
養護老人ホーム	65 歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。
特別養護老人ホーム	65 歳以上のものであって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものを入所させ、養護することを目的とする施設をいう。
軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る（備考1，(1)参照）。以下同じ。）	無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設をいう。
有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）	老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものいう。
介護老人保健施設	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。
老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 2 第 4 項に規定する老人短期入所事業を行う施設	65 歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、養護する事業をいう。
老人福祉法第 5 条の 2 第 5 項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）	65 歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者を、それらの者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を要する事業を行う施設をいう。
老人福祉法第 5 条の 2 第 6 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設	65 歳以上の者であって、認知症であるために日常生活を営むのに支障がある者が共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う施設をいう。

その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	1 避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イに掲げるものを除く。） 2 避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イに掲げるものを除く。）
(6)項口(2)	
救護施設	身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。
(6)項口(3)	
乳児院	乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。
(6)項口(4)	
障害児入所施設	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与等を行うことを目的とする施設をいう。
(6)項口(5)	
障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る（備考1，(2)参照）。以下同じ。）	障害児又は障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第8項に規定する短期入所を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。
障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）	地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う施設をいう。

具体的な施設例	備 考
老人保健施設、自閉症児施設、認知症高齢者グループホーム、障害者ケアホーム	1 用途の判定における基本的な考え方について (1) 「避難が困難な要介護者を主として入居（宿泊）させるもの」とは、介護居室の定員の割合が、一般居室を含めた施設全体の定員の半数以上のもの又は避難が困難な要介護者が、施設全体の定員の半数以上入居しているものをいう。 なお、「避難が困難な要介護者」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が3以上である者をいうこと。 (2) 「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」とは、避難が困難な障害者等が、施設全体の定員の8割を超えるものをいう。 なお、「避難が困難な障害者等」とは、障害者総合支援法第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であって、同条第4項に規定する障害支援区分が4以上である者をいうこと。 (3) 要介護状態区分2以下又は障害支援区分3以下であっても、火災時の避難行動のすべてを介護者に依存しなければならない者は、「避難が困難な要介護者」又は「避難が困難な障害者等」とするものであること。 (4) 用途の判定に際しては、届出の有無や名称のみで判断することなく、営業形態、サービス内容、サービス受給者の要介護等の要件を総合的に判断して用途を判定すること。 (5) 高齢者や障害者が入居する施設については、避難が困難な者（前(1)及び(2)のなお書き並びに同(3)のいずれかに該当する者をいう。以下同じ。）以外の者であっても、入居後に要介護等の状態が進み、避難が困難な者となることを考慮しなければならない。一方で、消防機関がこれらの状況をその都度把握し、消防法令に適合させていくことは実質上困難である。したがって、避難が困難な者以外の者にあつては、将来における状態を十分に考慮するとともに、これに伴う施設側の受け入れ態勢などを確認し、その実態に基づいて判断する必要があること。さらに、入居者の実態が変更となる場合は、消防機関に届出を行うとともに関係者自らが消防法令を遵守する必要があることを説明すること。 2 その他 (1) 通常のマンション等において、個別の世帯ごとに契約を結び、訪問介護等のサービスを受けている場合については、(5)項ロと判断するものであること。 また、サービス付高齢者向け住宅、下宿、寄宿舍等において、当該施設を設置・運営している事業者又はその委託を受けた外部事業者により、共用部分での入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療の提供などが行われているものにあつては、当該施設を設置運営している事業者により福祉サービスの提供が一体的に行われていることと判断し、(6)項ロ又は(6)項ハとして取り扱うものであること。このうち、前1、(1)又

	は(2)に当てはまるものについては、(6)項口として取り扱うものであること。 (2) 要介護状態区分認定及び障害支援区分認定を受けている者が混在して入居している施設については、避難が困難な者が施設全体の定員の半数以上入居しているものにあつては、(6)項口と取り扱うものであること。
--	--

(6)項ハ(1)

用 途	定 義
老人デイサービスセンター	65歳以上のものであって、身体上又は精神上の障害があるため日常生活を営むのに支障があるもの等（養護者を含む。）を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設をいう。
軽費老人ホーム（6項口(1)に掲げるものを除く。）	無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を提供することを目的とする施設をいう。
老人福祉センター	無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。
老人介護支援センター	地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。
有料老人ホーム（6項口(1)に掲げるものを除く。）	老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものの供与をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものいう。
老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設	65歳以上のものであって、身体上又は精神上の障害があるため日常生活を営むのに支障があるもの等（養護者を含む。）を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設をいう。
老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（6項口(1)に掲げるものを除く。）	65歳以上のものであって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者、又は介護保険法で定める者等を、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を供与する事業を行う施設をいう。

その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イ及び(6)項ロ(1)に掲げるものを除く。）
(6)項ハ(2)	
更生施設	身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。
(6)項ハ(3)	
助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。
保育所	日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。
幼保連携型認定こども園	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満3歳以上の子ども（小学校就学の始期に達するまでの者をいう。）に対する教育並びに保育を必要とする子供に対する保育を一体的に行う施設をいう。
児童養護施設	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。
児童自立支援施設	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。
児童家庭支援センター	地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行う施設	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業を行う施設をいう。
児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設	乳児又は幼児であつて、市町村が児童福祉法第24条第1項に規定する児童に該当すると認めるものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う施設をいう。
その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設（(6)項ロに掲げるものを除く。）

(6)項ハ(4)

児童発達支援センター	障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練等の支援を提供することを目的とする施設をいう。
児童心理治療施設	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。
児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う施設（児童発達支援センターを除く。）	障害児につき、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜の供与を行う施設をいう。
児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）	学校教育法第1条に規定する学校に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設をいう。

(6)項ハ(5)

身体障害者福祉センター	無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。
障害者支援施設（6項ロ(5)に掲げるものを除く。）	障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう。
地域活動支援センター	障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。
福祉ホーム	現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。
障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護を行う施設	常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。

障害者総合支援法第5条第8項に規定する 短期入所 を行う施設（6項ロ(5)に掲げるものを除く。）	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。
障害者総合支援法第5条第12項に規定する 自立訓練 を行う施設	障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。
障害者総合支援法第5条第13項に規定する 就労移行支援 を行う施設	就労を希望する障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。
障害者総合支援法第5条第14項に規定する 就労継続支援 を行う施設	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。
障害者総合支援法第5条第17項に規定する 共同生活援助 を行う施設（6項ロに掲げるものを除く。）	地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う施設をいう。
具体的な施設例	備 考
ケアハウス、障害者ケアホーム、認可保育所、認証保育所、事業所内保育所、ベビーホテル、認定保育園、託児所、虚弱児施設、障害者授産施設、障害者福祉工場	（6）項ロ備考を準用する。

(6)項ニ

用 途	定 義
幼稚園	幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。
特別支援学校（盲学校、ろう学校、養護学校）	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、または病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校、又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。

具体的な施設例	備 考
	幼稚園とは、地方公共団体の認可にかかわらず、その実態が幼児の保育を目的として設けられた施設で足りるものであること。

(7)項

用 途	定 義
小学校	心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする学校をいう。
中学校	小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする学校をいう。
高等学校	中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。
中等教育学校	小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。
高等専門学校	深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。
大学	学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。
専修学校	職業若しくは実生活に必要な能力を育成し又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。修業年限が1年以上であり、教育を受ける者が常時40名以上であり、校舎面積が130㎡以上のものであること。
各種学校	上記に掲げる学校以外のもので学校教育に類する教育を行う学校をいう。修業年限が1年以上（簡易に修得することができる技術、技芸等）の課程にあっては、3ヶ月以上1年未満のものであること。
その他これらに類するもの	学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。
具体的な施設例	備 考
消防学校、警察学校、自衛隊学校、看護学校、理・美容学校、学習塾、外国語学校、洋裁学校、料理学校、タイピスト学校、コンピューター学校、経理学校、予備校等、職業訓練所、自動車教習所	1 同一敷地内にあって、教育の一環として使用される講堂、体育館（観覧施設のないものに限る。）、図書館、研究室、研修施設、合宿施設及びサークル会館等は、本項として取り扱う。 2 学習、そろばん、書道等の塾、民謡、音楽、スイミングスクール、活花、茶道、着物着付教室等で、個人教授的なものであり、かつ、学校の形態を有しないものは、(15)項として取り扱う。

(8)項

用 途	定 義
図書館	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し保存して一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。
博物館、美術館	歴史、美術、民族、産業、自然科学に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、展示して教育的配慮のもとに一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する施設をいう。
その他これらに類するもの	博物館法で定める博物館又は図書館以外のもので、図書館及び博物館と同等のものをいう。
具体的な施設例	備 考
郷土館、記念館、文学館、科学館、画廊、点字図書館、	物品販売を伴う画廊は、(4)項として取り扱う。

(9)項イ

用 途	定 義
蒸気浴場	蒸気浴を行う公衆浴場をいう。
熱気浴場	電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。
その他これらに類するもの	個室付浴場を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供するものを含む。
具体的な施設例	備 考
ソープランド、サウナ風呂	

(9)項ロ

用 途	定 義
公衆浴場	(9)項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいう。
具体的な施設例	備 考
銭湯、鉱泉浴場、家族風呂、岩盤浴場、砂湯、酵素風呂	1 浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。 2 主として公衆浴場として使用し、一部に熱気浴場のあるものは、全体として本項として取り扱う。 3 本項の公衆浴場は、温湯、潮湯、温泉等を使用して公衆を入浴させるものであること。

(10) 項

用 途	定 義
車両の停車場	鉄道車両の駅舎（プラットホームを含む。）、バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。
船舶、航空機の発着場	船舶の発着する埠頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。
具体的な施設例	備 考
大栈橋、エアターミナル	車両、船舶及び航空機の停車又は発着場であり、かつ、旅客の乗降等の利用に限定されるものであることから、貨物駅及び貨物ふ頭等については、本項に含まれない。

(11) 項

用途	定 義
神社、寺院、教会、その他これらに類するもの	宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。
具体的な施設例	備 考
納骨堂、修道院、聖堂、礼拝堂	1 一般的に、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に定める宗教団体の施設が該当する。 2 結婚式場、披露宴会場、斎場及び納骨堂で、独立性が高く、かつ、常勤の従業員を有し、営利企業としての営業を常態としているものは、本項に該当しない。

(12) 項イ

用 途	定 義
工場	物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的高いものをいう。
作業所	物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的低いものをいう。
具体的な施設例	備 考
製造所、食品加工場、自動車修理工場、宅配専門ピザ屋、仕出し店	機械又は道具を使用しての物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、仕立、破壊又は解体等を行う施設をいう。

(12) 項ロ

用 途	定 義
映画スタジオ、テレビスタジオ	大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ若しくはそれらのビデオテープを作製する施設をいう。
具体的な施設例	備 考
	放送事業所施設（NHK・HBC・STV・UHB・HTB・TVH等）内にあるテレビスタジオは、本項と(15)項の複合施設として取り扱う。

(13) 項イ

用 途	定 義
自動車車庫	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項で定める自動車（原動機付自転車を除く。）を、運行中以外の場合に専ら格納する施設をいう。
駐車場	自動車を駐車（客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停車）させる施設をいう。
具体的な施設例	備 考
ゴルフカート格納庫、道路運送車両法に規定される自動車	1 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号）第 2 条の保管場所となっている防火対象物が含まれるものであること。 2 自動車には、原動機付自転車以外のオートバイ、ブルドーザー等の土木作業用自動車も含まれるものであること。 3 自動車車庫又は駐車場は、営業用又は自家用を問わないものであるが、自動車整備工場の一時保管場や自動車の展示場（ショールーム）は、本項に該当しない。 4 事業所等の従属部分とみなされる駐車場や自動車車庫は、本項に含まれないものであること。 5 駐輪場のうち自転車のみを保管する場所については、(15)項として取り扱う。 6 ジェットスキー用の保管庫は、(14)項として取り扱う。

(13) 項ロ

用 途	定 義
飛行機、回転翼航空機の格納庫	航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。
具体的な施設例	備 考

(14) 項

用 途	定 義
倉庫	物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。
具体的な施設例	備 考
	1 倉庫業法第 3 条に基づき、国土交通大臣の登録を受けている倉庫又はその部分は、本項として取り扱う。 2 農業協同組合法第 10 条第 1 項第 8 号に規定する保管の事業を行う倉庫又はその部分は、本項として取り扱う。 3 主として、納入（配送）先及び納入（到着）日が決まっている物品を、当該納入（配送）先に配送する途中で一時的に保管するための倉庫又はその部分で、当該配送業務を管理する事務所が併設されているものについては、全体を(15)項として取り扱う。（例：運送業者の物

	流センターで、事務所が併設されているもの) 4 農業を営む個人が所有する穀物類等の農作物,あるいはトラクター,コンバイン等の農機具類を収容する収納舎は,政令別表の防火対象物に該当しないものとする。ただし,複数の個人農家が共同で使用するものについては,本項として取り扱う。 5 上記3及び4(本文)に該当するものを除き,営業倉庫(業として,寄託を受けた物品を保管するための倉庫)又は自家倉庫(企業等が,自社の物品(原料,製品,取扱商品等)を保管するための倉庫をいう。)を問わず本項に該当するものとして取り扱う。
--	---

(15)項

用 途	定 義
その他の事業所	その他の事業所とは,(1)から(14)項までに掲げる防火対象物以外の事業場をいい,営利的事業であること非営利的事業であることを問わず事業活動の専ら行われる一定の施設をいう(事業とは,一定の目的と計画に基づいて同種の行為を反覆継続して行うことをいう。)
具体的な施設例	備 考
官公署,事務所,郵便局,銀行,町内会館,相談支援事業所,刑務所,上・下水処理場,ごみ焼却場,火葬場,納骨堂,理・美容室,ラジオスタジオ,写真スタジオ,車検場,つり堀(屋内),コインランドリー,温室,動物園,水族館,動物病院,コイン洗車場,自動車ショールーム,中古車販売所(物品販売があれば(4)項),質屋(質流れ品の販売があれば(4)項),スポーツ施設(ゴルフ練習場,クラブハウス,バッティングセンター,スイミングスクール,アスレチックスタジアム,エアロビクススタジオ等),発電・変電所,保健所,新聞社,	1 スポーツ施設で観覧席(小規模な選手控室を除く。)を有しないものにあつては,本項として取り扱う。 2 ゴルフ場のクラブハウス(宿泊施設がある場合は(5)項イ),学童保育事業(小学生を預かる施設(小学校敷地内外を問わない。)),レンタルルーム(宿泊,飲食等を伴わないもの)は,本項として取り扱う。 3 特定の企業の施設で,その企業の製品のみを展示陳列するもの(ショールーム,PRセンター,モデル住宅等)は,本項として取り扱う。 4 地域子育て支援拠点事業で,親子同伴での交流の場であり,乳幼児を預かって保育等を行う施設でなく,独立的な形態をとる場合は,本項として取り扱う。また,保育所等に併設して設けられるものについては,(6)項ハ等として取り扱う。 5 コンテナ型データセンター(輸送用等のコンテナの中にサーバー,電源,通信配線,空調設備その他これらに類するものを格納し,データセンターとして使用するもの)は電子室や通信機械室と同様であることから,本項として取り扱う。 6 運送会社等の物流センター(荷捌き,充填,選別,ラッピング等の軽作業の伴うものを含む)は本項として取り扱う。

新聞販売所，電報電話局，場外馬券場，電車車庫，駐輪場，整骨院，接骨院，針灸院，職業訓練施設，研修所，調剤薬局，エステティック店，クリーニング店（取次ぎ），畜舎，堆肥舎，コンテナ型データセンター，物流センター，卸売市場	
--	--

(16) 項イ

用 途	定 義
複合用途防火対象物のうち，その一部が（１）項から（４）項まで，（５）項イ，（６）項，又は（９）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	
具体的な施設例	備 考
	政令別表第１中同一の項の中でイ，ロ，ハ又はニに分類された防火対象物の用途に供されるものが同一の防火対象物に存するものにあつては(16)項として取り扱う。

(16) 項ロ

用 途	定 義
(16) 項イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	
具体的な施設例	備 考

(16) の 2 項

用 途	定 義
地下街	地下の工作物内に設けられた店舗，事務所その他これらに類する施設で，連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。
具体的な施設例	備 考
	1 地下道に連続して面する店舗，事務所等の地下工作施設が存する下層階に設けられ，かつ，当該部分から階段等で通じている駐車場は，

	地下街に含まれるものとして扱う。 2 地下街の同一階層の地下鉄道部分(出札室、事務室等)は、地下街に含まれないものであること。 3 地下鉄の駅舎のコンコースに店舗、事務所その他これらに類する施設が連続して存在する場合も本項に含まれる。 4 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離 20 m (20m未満の場合は当該距離) 以内の部分の床面積に算入するものであること。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備である防火戸がある場合は、当該防火戸の部分までとする。
--	--

(16)の3項

用 途	定 義
建築物の地階((16 の 2)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9) 項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)	1 「消防法施行令の一部を改正する政令及び施行規則の一部を改正する省令の運用について」(昭和 56 年 6 月 20 日消防予第 133 号)第 1, 1 を参照すること。 2 地下道の部分については、準地下街を構成する店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離 10m (10m未満の場合は当該距離) 以内の部分とすること。 3 建築物の地階については、準地下街となる地下道の面積範囲に接して建築物の地階等が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する地階等の開口部までの歩行距離が 20mを超える場合は、当該建築物の地階等は、含まないものとする。 4 建築物の地階が建基政令第 123 条第 3 項第 1 号に規定する付室を介してのみ地下道と接続している建築物の地階は含まないものであること。 5 準地下街を構成する建築物の地階等の部分が、相互に政令第 8 条の床又は壁で区画されており、地下道に面して開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物として取り扱う。
具体的な施設例	備 考

(17) 項

用 途	定 義
文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって 重要文化財 、 重要有形民俗文化財 、 史跡若しくは重要な文化財 として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって 重要美術品 として認定された建造物	1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上、価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したもの。 2 重要有形民族文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民族芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移のため欠くことのできないもののうち重要なもので文部科学大臣が指定したもの。 3 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもののうち重要なもので文部科学大臣が指定したもの。 4 重要な文化財とは、重要文化財、重要有形民族文化財及び史跡以外の文化財で、地方公共団体の区域内に存するもののうち当該地方公共団体が指定したもの。 5 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いものでたぐいえない国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したもの。
具体的な施設例	備 考
旭川市彫刻美術館	本項の防火対象物は、建造物に限られるもので、建造物が土地に定着する工作物一般をいい、建築物、独立した門扉等が含まれるものであること。

(18) 項

用 途	定 義
延長 50m以上のアーケード	アーケードとは、日よけ、雨よけ等のため路面上に連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物の施設をいう。
具体的な施設例	備 考
	夏季に仮設的に設けられた日よけは、本項に含まれないもの 延長は屋根の中心線で測定する。

(19) 項

用 途	定 義
市町村長の指定する山林	山林とは、山岳山林に限らず森林、原野及び荒蕪地が含まれるもの
具体的な施設例	備 考

(20) 項

用 途	定 義
総務省令で定める舟車	1 舟とは、船舶安全法(昭和8年法律第11号)第2条第1項の規定を適用しない船舶等で総トン数5トン以上の推進機関を有するものをいう。

	2 車両とは、鉄道営業法（明治 33 年法律第 65 号）軌道法（大正 10 年法律第 76 号）若しくは道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）又はこれらに基づく命令により消火器具を設置することとされる車両をいう。
具体的な施設例	備 考
	1 船舶安全法第 2 条第 1 項の規定を適用しない船舶等とは次に掲げるものが該当する。 (1) 船舶安全法第 2 条第 2 項に規定する船舶 ア 災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの イ 係留中の船舶 ウ 告示（昭和 49 年運輸省告示第 353 号）で定める水域のみを航行する船舶 (2) 船舶安全法第 32 条に規定する船舶 総トン数 20 トン未満の漁船でもっぱら本邦の海岸から 20 海里以内の海面又は内水面において従業するもの 2 鉄道営業法に基づく消火器具を設置しなければならないものは、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成 13 年国土交通省令第 151 号）第 83 条に定める機関車（蒸気機関車を除く。）、旅客車及び乗務員が執務する車両を有する貨物車が該当する。 3 軌道法に基づく消火器具を設置しなければならないものは、次に掲げるものが該当する。 (1) 軌道運転規則（昭和 29 年運輸省令第 22 号）第 37 条に定める車両（蒸気機関車を除く。）の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室 (2) 無軌条電車運転規則（昭和 25 年運輸省令第 92 号）第 26 条に定める全ての車両 4 道路運送車両法に基づく消火器具を設置しなければならない自動車は道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 47 条で定める次に掲げるものが該当する。 (1) 火薬類（火薬にあつては 5 kg、猟銃雷管にあつては 2,000 個、実包、信管又は火管にあつては 200 個をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (2) 危険物の規制に関する政令別表第 3 に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引車を除く。） (3) 道路運送車両の保安基準別表第 1 に掲げる数量以上の可燃物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (4) 150kg 以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (5) 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車。 (6) 放射性同位元素による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和 35 年総理府令第 56 号）第 18 条の 3 第 1 項に規定する放射

	性輸送物（L型輸送物を除く。）を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号）第18条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第3条に規定する核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）若しくは同令第8条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号）第19条の規定により運送する場合に使用する自動車 (7) 乗車定員11人以上の自動車 (8) 乗車定員11人以上の自動車をけん引するけん引自動車 (9) 幼児専用車
--	--